

健康保険の資格喪失後の無資格受診にご注意ください！

被保険者が退職したときや被扶養者でなくなったときは早急に保険証を回収してください。
被保険者等がお持ちの保険証を使用できるのは**退職日まで、または扶養除外日の前日**までです。

退職日の翌日以降や扶養除外日以降に保険証を使用し、医療機関等で受診した場合、無資格受診として自己負担額を除いた医療費（7～9割分）を返納していただくことになります。

このように無資格受診が多く発生すると、一時的に医療費を立て替えることになる当組合の組合財政を圧迫することになり、健康保険料率の上昇にもつながりかねません。

また、被保険者の方にも経済的・時間的な負担がかかりますので、保険証は正しく使用していただくようお願いします。

なお、受診日に加入している他の健康保険組合等に療養費の申請（「診療報酬明細書」写しと「納付書」の控え添付）を行うことで、返還金額分を受給できる場合があります。

詳細は、新しく加入された健康保険組合等にお問い合わせください。

【医療費返還請求から返納の流れ】

例：5月31日退職の場合

